

サイバーセキュリティ協議会について

概要

- ・サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律に基づき、平成31年4月にサイバーセキュリティ協議会が組織され、同年5月下旬から情報共有活動が開始されている。
- ・本協議会は、国の行政機関、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等、官民の多様な主体が相互に連携し、より早期の段階で、サイバーセキュリティの確保に資する情報を迅速に共有することにより、サイバー攻撃による被害を予防し、また、被害の拡大を防ぐことなどを目的としている。

サイバーセキュリティ協議会

事務局（国家サイバー統括室・政令指定法人JPCERT/CC）

- ✓ 積極的な情報提供に能力と意欲を有する者を**タスクフォース**としてグループ化

タスクフォースにおいて作出された対策情報等を迅速に共有

国の行政機関

対策実施

地方公共団体

対策実施

重要インフラ事業者

対策実施

サイバー関連事業者
（セキュリティ事業者・システム関連事業者等）

対策実施

教育研究機関

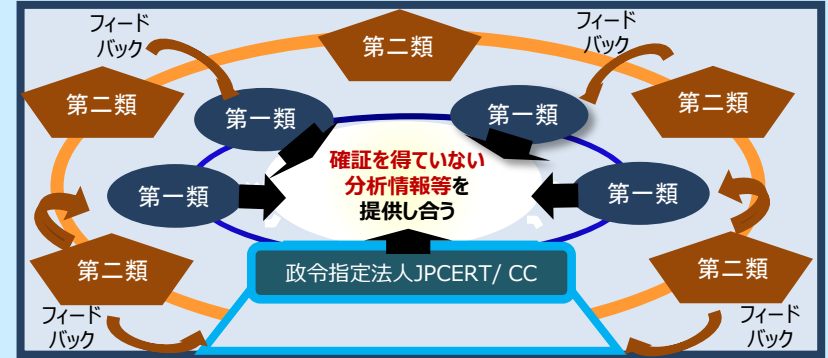
対策実施

サイバーセキュリティの確保の促進

国民の安心・安全の確保、経済社会の活力向上等に寄与

タスクフォース（第一類構成員・第二類構成員）

- ✓ 未確定の情報を相互にフィードバックを行い、速やかに対策情報等を作成
- ✓ 活動の中核となる第一類構成員は、主に専門機関・セキュリティベンダ等から構成
- ✓ 第二類構成員は第一類構成員に対して主にフィードバックを積極的に行う



協議会の取組状況

- 平成31年
4月1日：サイバーセキュリティ協議会を組織（平成30年12月改正サイバーセキュリティ基本法施行）
- 令和元年
5月17日：第一期の構成員を決定（全91者）
5月下旬：協議会における情報共有活動を開始
10月24日：第二期の構成員を決定→第一期構成員を含め全155者
- 令和2年
6月5日：第三期の構成員を決定→第一期及び第二期構成員を含め全225者
- 令和3年
3月26日：第四期の構成員を決定→第一期～第三期構成員を含め全266者
- 令和4年
4月1日：第五期の構成員を決定→第一期～第四期構成員を含め全303者
- 令和5年
3月8日：「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」の公表
4月28日：第六期構成員を決定→第一期～第五期構成員を含め全315者
- 令和6年
6月13日：第七期構成員を決定→第一期～第六期構成員を含め全322者